

令和5年第1回九戸村議会定例会

令和5年3月6日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 村長施政方針演述
- 日程第4 教育行政施政方針演述
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 九戸村個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第9 議案第2号 戸田財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第10 議案第3号 伊保内財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第11 議案第4号 江刺家財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第12 議案第5号 九戸村個人情報保護審査会条例
- 日程第13 議案第6号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第14 議案第7号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第8号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第9号 九戸村税条例及び九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第13号 九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第14号 九戸村災害復興基金条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第15号 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第16号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第17号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第18号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 日程第 26 議案第 19 号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 27 議案第 20 号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 28 議案第 21 号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 29 議案第 22 号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 30 議案第 23 号 村道路線の変更認定に関し議決を求めることについて
- 日程第 31 議案第 24 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について
- 日程第 32 議案第 25 号 令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)
- 日程第 33 議案第 26 号 令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 34 議案第 27 号 令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 35 議案第 28 号 令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 36 議案第 29 号 令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 37 議案第 30 号 令和 4 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 38 議案第 31 号 令和 5 年度九戸村一般会計予算
- 日程第 39 議案第 32 号 令和 5 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 40 議案第 33 号 令和 5 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 41 議案第 34 号 令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 35 号 令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第 43 議案第 36 号 令和 5 年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 37 号 令和 5 年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 45 議案第 38 号 令和 5 年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第 46 議案第 39 号 令和 5 年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第 47 議案第 40 号 令和 5 年度九戸村水道事業会計予算

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副	村	長 伊 藤 仁 君
教	育	長 岩 渕 信 義 君
総	務 課	長 杉 村 幸 久 君
I J U	戦略室主幹	川 原 憲 彦 君
会 計 管 理 者		大 向 一 司 君
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長		浅 水 涉 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
主 任	山 本 猛 輝

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

開会の前に、新型コロナウイルス感染症の対策について、お願いを申し上げます。

まず、晴山村長はじめ、説明のために出席をお願いしている皆さま、そして議員各位におかれましては、議場に入る前には、入口に備えてある消毒液により手指の消毒をお願いいたします。また、マスクは着用していただくようお願い申し上げます。

次に、傍聴席の皆さまにお願い申し上げます。傍聴席の入口に掲示しておりますが、次の事項についてご協力をお願いいたします。傍聴席に入る際には、入口に備えてある消毒液で手指の消毒をお願いいたします。傍聴の際は、マスクの着用にご協力ください。くしゃみや咳、発熱の症状がある場合は、傍聴を控えていただきますようお願いいたします。帰宅後の手洗い、うがいの徹底に努めてくださるようお願いいたします。

次に、このたび、多年にわたる地域の振興と発展に尽くされた功績により、本議会の議員5人が自治功労者として表彰されておりますので、皆さまにお知らせいたしますとともに、令和5年第1回定例会の開会に先立ち、表彰状等の伝達式を執り行わせていただきます。

全国町村議会議長会表彰において、私、櫻庭豊太郎、桂川俊明副議長、坂本豊彦議員、大崎優一議員、渡保男議員が議員在職15年以上の自治功労者として、受賞の栄に浴されました。表彰式は、去る2月8日、全国町村議会議長会第74回定期総会において行われ、表彰状と記念品を預かっております。誠にありがとうございます。心からお祝い申し上げます。

これより、表彰状の伝達を行います。伝達式の進行は、事務局長より行わせませす。

（議長、伝達のため演壇前に移動）

○議会事務局長（大久保勝彦君） それでは、これより伝達式を執り行わせていただきます。お名前を呼び上げますので、演壇前にお進み願います。よろしく願いいたします

（伝達を受ける議員5人が演壇前に進む）

○議会事務局長（大久保勝彦君） 櫻庭豊太郎議長（副議長から伝達）

桂川俊明副議長（議長から伝達）

坂本豊彦議員（議長から伝達）

大崎優一議員（議長から伝達）

渡保男議員（議長から伝達）

○議会事務局長（大久保勝彦君） 表彰を受けられた皆さま、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、町村議会議長会自治功労者表彰の伝達式を終わらせていただきます。

(議長、議長席に着席する。)

◎開会の宣告（午前 10 時 10 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今から、令和 5 年第 1 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 10 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 6 日付けで、村長からの送付議案等は、別紙議案等一覧表のとおり諮問 3 件、議案 40 件であります。議案等は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、10 番、山下 勝議員、5 番、中村 國夫議員、3 番、坂本豊彦議員、7 番、保大木信子議員、6 番、久保えみ子議員の 5 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり、要望 1 件、陳情 2 件です。なお、要望、陳情については、かねて申し合わせのとおり、配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 4 年 11 月分、12 月分および令和 5 年 1 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、久保えみ子議員、7番、保大木信子議員、8番、岩渕智幸議員の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から3月17日までの12日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

3月7日、8日、及び11日、12日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、3月7日、8日及び11日、12日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いします。

◎村長施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、令和5年度予算案の提案に当たって、村長の施政方針演述を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 先ほどは、表彰受けられた議員の皆さん、大変おめでとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

令和5年第1回九戸村議会定例会が開会され、令和5年度九戸村一般会計予算をはじめ諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度の村政運営の方針を申し上げ、議会ならびに村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和2年4月、村長就任以来、2年10カ月余りが経過いたしました。就任時期と相前後して国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界的なパンデミック等未曾有の事態を招来しております。加えまして、昨年2月下旬からはロシアによるウクライナ侵攻も始まり、電気料金はじめ諸物価高騰にも見舞われ、いろいろな意味で誠に困難な時代になっているのは、皆さまご存じのとおりでございます。

そうした中、新型コロナは、国の方針により5月の連休明けから、感染症法上の分類を2類相当から5類へ引き下げるようではありますが、村といたしましては、ワクチン接種に関しては、引き続き国県と連動して取り組んでまいります。また、新型コロナで疲弊した村内各産業の回復や活性化のために、個別具体的には申し上げませんが、農林商工業各分野、あるいは村民生活の細部にわたるさまざまな対策を実施してきたところであります。新年度はその推移等を注視しながら、必要な対策を適時適切に打ち出してまいり所存でございます。

新型コロナ対策以外の分野におきましては、これまで山積していた課題のうち焦眉の急に位置付けられる人口減少対策、少子高齢化対策、伊保内高校入学率確保対策等に、まさに文字どおりスピード感を持って対処してきたところであります。新年度は、これまで取り組んできた、さまざまな施策等の効果により村の諸産業をはじめ、村勢全般の活性化が進展していくことを期待するものでございます。

さらに、村の人口減少と少子高齢化対策につきましては、新年度におきましても本村の最重要課題と位置付け、「第3次九戸村総合発展計画」にも掲げておりますとおり、計画の基本目標である「誰もが住みたい、住み続けたい九戸村」の実現を目指し、「ナインズプロジェクト」を旗じるしとして取り組みを強化させ、老若男女すべての村民が、特に女性や若者をはじめとする多様な方々が、生き生きと活躍できる社会の構築を目指してまいりたいと決意しております。

それでは、令和5年度の施政方針につきまして、総合発展計画に掲げております「ナインズプロジェクト」の項目に沿って、ご説明申し上げます。

第1は、「交流・発信プロジェクト」であります。

本年度は、昨年4月から「オドデ館感謝デー」を月例化したことを皮切りに、5月には、いわて物産展「いわてマルシェ 2022」を、6月の「いわて食の商談会」、そして7月の「いわて銀河プラザ県北物産販売会」において、村の特産品を出品し、多くの消費者やバイヤーの皆さまから関心を寄せていただきました。こうしたことを踏まえて、新年度においても一層の集客に向け取り組みを進めてま

います。

昨年10月にオドデ館隣に設置いたしました、観光・物産ギャラリーでは、ジェラート専門店のオープンやマルイ造形家具工業の展示を行い、好評をいただいております。併せまして、ギャラリーには大型スクリーンも設置しておりますので、村の観光情報の放映など、積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送っておりました「九戸まつり」「産業・芸術文化まつり」も、本年度は感染対策を実施しながら、関係者のご協力をいただき開催したところでございます。九戸まつりには、参加者、観覧客が4日間で延べ5,000人を数えるにぎわいとなり、産業・芸術文化まつりにも多くの皆さまからご来場いただいております。

また、折爪岳のヒメボタルは管内にとどまらず、県内外からも多くの来場者が訪れておりますが、平成30年度に岩手県の天然記念物指定を受けてから鑑賞する際にも、一定期間は繁殖保護のため入山制限が行われております。今後は観光資源としてだけでなく、「ヒメボタル生息地」としての保護にも配慮する必要性を感じております。

次に、令和3年度から配置した地域おこし協力隊は、当初の8名に加えて、令和4年度新たに5名の隊員と、定住支援員1名を採用しております。また、地域活性化起業人の方は2名退職となりましたが、残る1名の方には、地域情報化推進を業務として活動いただいております。こうした人たちが中心となって、村の魅力をユーチューブやブログなどSNSを用いた情報発信を活発に展開していただいております。

また、新年度に「木の駅」がスタートすることに伴い、3年目を迎える自伐型林業に取り組む協力隊員の援助もいただきながら、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。これまで、新型コロナの影響により、協力隊の活動においてもさまざまな制限があったわけですが、その時々状況を見ながら住民との交流を深めるとともに、より地域に根付いた活動が展開されることを期待しております。

第2は、「産業・雇用プロジェクト」であります。

新型コロナおよびロシアのウクライナ侵攻等により、急激な物価高騰が引き起こされ、生産者や事業者の経営を圧迫しております。このため村では、「飼料価格高騰対策支援事業」の実施や、昨年度からは「産業活性化支援事業」を実施してまいりました。また、新たに「燃油価格等高騰対策支援事業」を本年度実施し、経営に多大な影響が出ている事業者への支援を行っております。さらに、飲食店向けには、「高齢者配食サービス事業」や「プレミアム付き食事券発行事業」「クーポン券発行事業」も継続実施したところであります。コロナ禍の長期化により、

厳しい経営環境が続いていることは十分承知しておりますので、引き続き、事業の継続、経営強化、経営の安定に向けて支援を実施してまいります。

本村へのふるさと納税は、昨年度の637万8,000円に対し、本年度は1,200万円を超える状況となっております。本年度は、納税返礼品の新たな開拓に向けて、個人事業者や企業への交渉を行ってきたところであり、返礼品のバリエーション増加が成果につながっているものと考えております。新年度におきましても、新たな商品の開拓を進めるとともに、九戸村の特産品の知名度向上に努めてまいります。

村の観光発信の拠点と位置付けている道の駅おりつめ「産直施設オドデ館」が昨年10月1日に、リニューアルオープンいたしました。現在、オドデ館の南側に駐車場整備工事を進めており、混雑時等に対応できるような駐車スペースの確保、出品者がオドデ館内に搬入しやすくなるよう必要な整備を行うとともに、特産品等の配送の拠点として敷地内に集荷場の建築を進め、オドデ館が今後ますます産業および観光発信の拠点となるよう一層力を入れてまいります。

次に、農業振興につきましては、新たな担い手の確保・育成や農地の有効活用が重要と考え対策を講じてまいります。

まず、株式会社九戸村総合公社のナインズファームにおいて、引き続き新規就農者の育成を行ってまいります。現在4名の研修生と地域おこし協力隊1名に生産指導を行っているほか、村内の若手農業者へも育成指導を行っており、村の農業生産の底上げを進めております。

昨年12月に開催したナインズミーティングでは、若手農業者からの要望をお聞きしたところであり、その中で話された農地のマッチングや雇用の場確保の支援、補助事業の情報発信を進めてまいります。

農業の生産力強化や農村地域の維持・保全には、農地や農業用水などの基盤整備が肝要なことから、国県の事業導入や8割補助である村単独基盤整備事業により農業者の負担軽減を図ってまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備に加え、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進を図ってまいります。さらに、地域おこし協力隊を中心に自伐型林業の普及を図るとともに、ふるさとの館に隣接した「木の駅」を運営し、ふるさとの湯っこのボイラーや薪ストーブへの薪の供給システムの構築を図り、林業者等村民の所得向上および木質バイオマスエネルギーの地産地消により、国のGX実現への一助にしたいと考えております。

第3は、「住宅・環境プロジェクト」であります。

本年度においては、子育て世帯の定住を一層促進するため、子育て世帯に対する建築費用への助成額引き上げを行ったところでございますが、物価高騰の影響

などにより新築件数は伸び悩んでいるようであります。今後、物価高騰が長期化することも予想されていることから、従来のもの以外に関するリフォーム助成も含めた新たな支援について検討してまいります。

空き家につきましては、年々増加傾向にあります。有効な活用方策を見いだせていない現状がございます。その要因として、修繕が必要な物件や、私財が撤去されていない物件が多いことが考えられますので、空き家バンク登録のルールを見直す時期に来ていると捉えているところであります。さらには、所有者が他人に貸すことに躊躇するということも相まって、活用が進まない側面もあるわけですが、引き続き粘り強く取り組んでいくべき課題だと考えております。

次に村営住宅についてであります。現在の建物は、築30年以上を経過し老朽化が進んでいることもあることから、入退居の間隙を縫って、利用者に支障が出ないように効果的に修繕してまいります。また、近年入居希望者が減少傾向で推移しておりますので、改めて村営住宅のあり方など検討してまいります。

環境保全につきましては、令和4年7月に制定いたしました「九戸村環境美化推進条例」に基づいて、快適で住みよい生活環境創造のため、村公衆衛生組合連合会とも協力しながら、循環型社会の形成を進めてまいります。そのため、ごみの発生を抑制し、発生した廃棄物については可能な限り活用するといった取り組みの一環として、通年利用できるリサイクルステーションを村内3カ所に設置しておりますが、その利用促進を図ることにより分別意識の向上と「リデュース・リユース・リサイクル」という3R運動のさらなる定着を目指してまいります。

また、この3R運動を基本とした持続可能な循環型社会の構築のためには、ごみの減量と分別の推進を図ることが重要とされておりますことから、ごみの総重量の約4割を占める生ごみを減量するため、生ごみ電動処理機とコンポストへの助成制度を継続実施してまいります。

さらには、なかなか緒に着くことが出来ずにいる「パークヴィレッジ構想」にも、村民の皆さまから参画賜りながら、一歩ずつ前に進めてまいりたいと考えております。

第4は、「子育て・教育プロジェクト」であります。

九戸村の明るい未来を切り開くため、安心して子育てができる環境整備と、子育て世代への支援策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

村における令和4年度の出生見込み数は11名と、前年同時期より14名減少しております。少子化が進む中であって、子どもたちが健やかに育ち、保護者が家庭生活を充実させながら安心して楽しく子育てができるための環境を整えることが、行政に課せられた重要なテーマであると考えており、これまでも「九戸村の未来につなぐ基本条例」の趣旨に基づき、婚姻時の「未来結び祝い金」、出産時の「すくすく赤ちゃん祝い金」、子どもたちの健全なる成長を願い育児・教育費用の

軽減のため0歳児から中学生までを対象として創設した「九戸村こども手当」、
「出産費用助成金」などの事業を実施してまいりました。

これらに加えて、新年度においては、妊娠検査への助成や妊娠届出時と出産時に、それぞれ5万円ずつ給付する出産子育て応援給付金に併せた伴走型子育て支援に取り組むとともに、本年度導入した子育てに関する情報を発信する母子手帳アプリ「九戸子育てナビきゅーと」を活用し、子育てに役立つ情報を効率的かつ効果的に提供してまいります。さらに、こうした本村の充実した子育て支援については、村内外において、まだまだ認知されているとは言い難いことから、引き続き、さまざまな媒体を通じて「子育てを応援する九戸村」を強く発信してまいります。

次に、本村唯一の高校である県立伊保内高校については、志願者が年々減少傾向にありましたが、昨年は26名の方が入学いたしました。そうした中、本年度も高校の魅力づくりを支援し、高校と連携して県外からの留学生を募る「地域みらい留学ネットワーク」の取り組みもさらに強化し、オンラインでの高校紹介や入学相談を実施しております。また、高校の魅力づくりの一環として設立した「伊高むらおこし会社」では、昨年度の反省も踏まえ、新たに4種類の商品を開発いたしました。10月にオドデ館のグランドオープンでの販売や、イオンモール盛岡店、川徳キューブⅡで高校生自ら店頭に立ち販売を行っておりますが、好評で売り切れた商品もあったとのことでございます。このほか、高校生が出演するプロモーション動画の作成や、九戸村を題材としたゲームの製作にも取り組んでおり、完成した動画をユーチューブで公開したところ、多くの反響が寄せられているようでございます。

以上のような取り組みを行ってまいりましたが、現時点での伊保内高校入学希望者は、23名程度と昨年を下回る状況となっております。実際の入学者数は4月を待たないことには確定できませんが、新年度に向けて高校の魅力化に向けた活動のさらなる充実を図り、伊保内高校と連携して学校のPRにも力を入れ、本年度着手した共同住宅の整備等、県外留学生の受け入れ環境の充実を図るなど、入学生を確保しながら、本村唯一の高校の存続に倦まず弛まず取り組んでまいりたいと考えております。

これらのほか、県においては、新たに「高校生の医療費助成の現物給付」を行う方向性を示しているところであり、本村といたしましても県と足並みをそろえるかたちで、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

第5は、「保健・福祉プロジェクト」であります。

保健福祉の分野につきましては、日ごろからの健康増進と疾病予防対策を行い、九戸村で安心して暮らすことができる保健医療体制を整備し、高齢や障がいがある方にも行き届く、福祉の充実を標榜して取り組んでまいります。

まず、新型コロナウイルスですが、国の対策方針は、緩和の方向で進められておりますが、ワクチン接種に関しては、令和4年度末までだった接種期間が、令和5年度末に延長され、年齢により1回ないし2回の接種が検討されているとの報道があります。内容や接種方法など詳細については、不明な部分がありますが、これまでどおり希望者が接種できる体制を維持してまいりたいと考えております。このほか、免役力低下により発症する可能性が高くなるといわれ、50歳以上で増加して、80歳までに3人に1人が発症するといわれている带状疱疹に関しても、ワクチン接種の助成制度を創設したいと考えております。

次に、地域保健医療の確保対策といたしましては、より良い地域診療のあり方を標榜し、県医療局等との協議を重ねながら、九戸地域診療センター常勤医の維持若しくは増員、専門医の定期派遣の拡充、病床復活等々について、引き続き粘り強く要望してまいります。併せまして、認知症等の通院につきましては、県立一戸病院へのタクシー利用助成を継続し、利用者の負担軽減と不便さの解消を図ってまいります。

また、令和4年度は、第1期九戸村地域福祉計画の最終年度ということで第1期計画を検証の上、関係者から意見をいただいて、第2期の計画を策定いたしました。令和5年度からの5年間は、この計画に基づく地域共生社会の実現に向けて各種事業を展開してまいります。中でも、高齢者福祉につきましては、高齢化率が本年1月末現在で44.9パーセントと昨年同時期と比較し、0.7ポイント上昇しております。高齢者の社会参加の促進を図るため、有償ボランティア「ご近所すけっ隊」の活動や地域サロン運営に向け、活動拠点である「ほずのいえ」を中心に活動を支援しているところであります。ここを拠点に、新年度から子どもや学生など世代を超えた交流も取り入れ、高齢者の生きがい対策はもとより、人材育成の場としての活用も進めてまいります。

次に、障がい者福祉に関しましては、障がいのある方の身近な相談支援体制として、本年度も基幹相談支援センターである社会福祉法人桂泉会が運営する「つくし相談支援事業所」に相談事業を委託し、必要な支援を行うとともに同事業所との情報交換を行うことで、連携強化を図ってまいりました。障がいの有無にかかわらず、安心して健康に暮らすことができるよう、各種機関・団体の協力をいただきながら、事業をより一層充実させてまいりたいと考えております。

第6は、「安全・安心プロジェクト」であります。

本村の消防防災の拠点である二戸消防署九戸分署は、村総合発展計画に掲げる「安全・安心プロジェクト」にあって重要な施設に位置付けられますが、昨年の新庁舎への移転により、迅速で万全な消防・救急対応が確保され、村民の「安全・安心な生活」の維持に大きく寄与しているものと認識しております。

また、防災情報の伝達手段につきましては、希望する家庭には防災行政無線戸

別受信機を貸与することに加え、昨年度からはスマートフォンのラインを活用した防災情報一斉送信システムの運用を開始いたしました。新年度におきましても、システムの利便性など周知に努めながら、利用者の拡大を目指してまいります。

安全・安心な防災体系を構築するにあたっては、それぞれの地域における体制整備が重要であるとの観点から、自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、村単補助金制度を活用しての防災士資格取得を呼びかけながら、地域防災の担い手養成にも努めてまいります。

また、消防団の団員確保と待遇改善につきましては、全国的な課題となっておりますが、将来にわたって組織の機能を維持していくための体制のあり方等について、村消防団に諮問し答申をいただいております。その答申内容に可能な限り応えるかたちで、団員および出動報酬の引き上げと分団等運営補助金の創設、さらには、機能別消防団員の定員の拡大を図りたいと考えております。長い歴史と伝統に培われた村消防団であります。目まぐるしい社会情勢の変化の中、現代にそぐわない旧態依然とした慣習も残っていると伺っております。消防力を維持して「村民の生命・身体・財産を守る」という本来の目的を全うするには、何を改め何が必要となるのかを現状に照らし合わせながら、あるべき姿について、消防団の自立性を重んじながら探ってまいりたいと考えております。

次に、交通安全の確保につきましては、関係機関・団体等と協力しながら交通安全の啓発活動や各種安全対策を講じてまいりました。関係各位のご尽力と村民の皆さまの実践活動が実を結び、昨年5月には県警本部長から交通死亡事故ゼロ4年達成の賞賛状を授与されております。引き続き、村民一人一人の交通安全意識の醸成に努めながら、交通死亡事故ゼロと悪質な違法行為である飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化してまいります。

また、昨今、全国各地で住家に侵入した凶悪な強盗事件が相次いで発生しております。防犯対策につきましても、二戸警察署や村防犯協会等、関係機関・団体との連携を密にし、「安全・安心な村づくり」のため、より一層努めてまいります。

第7は、「生活インフラプロジェクト」であります。

新年度の村道整備につきましては、改良舗装工事3路線、舗装修繕工事1路線、法面工事1路線、さらには橋梁整備として、補修工事7橋を計画しております。

また、村道維持工事につきましては、舗装面段差解消工事、側溝等排水施設修繕工事、ガードレール等の安全施設の整備を予定しております。維持管理につきましても、定期的な巡回を行い、路面補修等現場状況に合った対策を講じ、安全確保に努めてまいりますとともに、各集落の生活の基盤である環境整備につきましても、住民と行政との協働により実施することにより、村民の皆さまが安心して生活できる環境づくりを支援してまいります。

県が管理する国道340号長興寺上地区歩道整備事業は、令和4年度に用地測量

調査が完了し、7年度工事着手に向け用地確保の手続きを行う予定と伺っております。このほかの歩道未設置区間につきましても、早期の事業採択に向けて引き続き国県へ粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

昨年8月3日の豪雨災害につきましては、村内各地、各施設において、甚大な被害を受けており、今なおご不便をおかけしている状態が続いております。この豪雨災害は、激甚災害指定を受けるなど個所数、被害額も甚大で、村内全域にわたる被害となりました。すべての復旧には時間を要する状況ではありますが、できる限り早期に復旧されるよう体制を整えて実施してまいります。

下水道事業等につきましては、施設の維持管理費低減のため、汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化の推進が国の方針として示されたことを受け、岩手県でも実現可能性を含めた検討作業が行われ、本年度「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」が策定されております。これに伴い、本村では、農業集落排水事業および下水道事業に係る経営状況の可視化を推進するため、令和6年度からの公営企業会計への移行に向けた取り組みを令和2年度から実施しており、新年度は、公営企業会計移行業務の最終年度となります。

農業集落排水施設につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて策定した最適整備構想に基づき、補助事業を活用した施設設備等の修繕及び更新を実施しているところでございます。

また、下水道施設につきましても、ストックマネジメント計画を策定することにより、補助事業を活用した施設設備等の修繕および更新の実施を見据えており、新年度には、当該計画を策定し、健全度が低いと診断された施設設備等につきましては、令和6年度以降において計画的に修繕および更新工事を実施してまいりたいと考えております。

下水道処理区域外におきましては、生活環境の質の向上を推進するため、合併処理浄化槽の設置者に対し、国・県補助金に村単独費を嵩上げして交付しているところですが、新年度から国・県補助基準額が増額されることから、村においても補助金額を増額し、村民の豊かな生活環境づくりに向け支援してまいります。

上水道事業につきましては、住民生活や産業活動にとって必要不可欠なライフラインとして、安全かつ良質な水を安定的に供給することを常に心がけてまいりましたが、近年、上水道事業を取り巻く社会情勢は大きく変化し、人口減少、施設の老朽化など経営面において、大変厳しい局面を迎えつつあります。このような状況を受け、水道施設の統廃合及び浄水処理工程の見直しを図るため、上水道事業変更認可に着手しており、効率的かつ健全な水道事業の運営に努めていくとともに、将来にわたり安全で良質な水を持続的に供給するため「九戸村上水道事業経営戦略」に基づき、施設設備等を計画的に修繕・更新してまいりたいと考えております。

次に、水道未普及地域対策につきましては、工事等に対する村の補助金制度の周知を行うなど活用促進を図り、飲料水確保に鋭意努力してまいります。

第8は、「地域コミュニティプロジェクト」であります。

村内各行政区等が当該地域の課題解決や地域活性化について、自主的に取り組む活動に対して支援することを目的に創設した「地域振興交付金制度」は、新年度に最終年度を迎えることとなります。ここまでの実績を見ますと、地域活動の拠点となる集会施設等の増改築、あるいは安全・安心の観点から消防施設の更新に向けた基金の積み立てといった、従来財政的な制約により先延ばしになっていたと思われる大型事業に充てられるケースが目立っており、その計画作りに際しては、将来を見据えた話し合いがそれぞれの行政区において行われたものと事業評価しております。最終年度となります新年度におきましても、「自治会活動を推進し地域の活性化を図る」という趣旨に基づき、ソフト事業も含めた各種地域づくり事業に大いに活用していただくよう期待するところでございます。

また、地域サポーター制度につきましては、交付金や補助金申請などを中心に事務的な、お手伝い等をさせていただいた行政区もありましたが、活用度合には地域差があり、まだ十分に浸透しているとは言い難い状況にもございます。村民の皆さまへさらなる周知を図るとともに、これまでの活用事例を取りまとめて情報提供するなど、地域コミュニティの進展に向けた支援を継続してまいります。

第9は、「住民協働・行政改革プロジェクト」であります。

村では、住民との協働を進めるため、令和2年度から「ナインズミーティング」を開催しており、本年度は、これまで8回ほど開催いたしました。その中で、高校生をはじめ、行政連絡員、若手農業者、商工会青年部、森林・林業関係者等から貴重なご意見をいただいたところでございますが、これらの意見、要望については、庁内で情報共有しながら今後の行政運営や予算措置、予算執行において反映させてまいりたいと考えております。

役場業務の推進に当たっては、行政のデジタル化に重点的に取り組み、行政事務執行体制のパフォーマンス向上に取り組んでおりますが、本村の限られた職員数で、ますます増大し複雑化する行政事務を的確かつ効率的に進めていくために、地域活性化起業人制度を活用し、大手IT関連企業からの出向社員や、県との職員人事交流で派遣いただいたIT分野に明るい職員の力を借りて、行政手続きのオンライン申請化、役場内業務や住民サービスのデジタル化などへの取り組みを進めているところでございます。

こうしたデジタル行政や自治体DXをはじめ、この先のデジタル社会を支える重要な本人確認基盤として、国が普及促進に力を入れているマイナンバーカードの本村の交付申請率は、2月19日現在で73.5%となっております。身分証明書や健康保険証としての利用のほか、今後もさらなる利便性向上に向けた取り組みが

検討されているところであり、役場窓口での交付申請受付時間の延長や休日受付のほか、地域や企業、団体等へ出向いて受け付けを行うなど、カードの交付を希望する方々が申請しやすい機会を増やす取り組みを継続してまいります。

村の公共施設等の老朽化につきましては、今後さらに大きな課題となっていくことが見込まれることから、現在、公共施設等管理計画の見直し作業を行っております。その前提となる人口減少に伴う公共施設等の見直し方針や管理経費、更新経費など財源の問題など検討しなければならない課題が累積しておりますので、解決方法等探ってまいりたいと考えております。

令和2年度末に策定した第3次九戸村総合発展計画は、新年度に3年目を迎えることとなります。計画した事業を推進するためには、自立した行財政運営の確立が必要でございますが、自主財源の大幅な増加は見込めない状況にあるということをご認識しておく必要があると思っております。そうした中、自主財源の確保と併せて住民サービスの向上を図ることを目的に、本年度から曜日や時間帯を問わず、コンビニエンスストアで村税を納付することができるサービスを提供し、多くの皆さまからご利用いただいているところであります。新年度におきましても、電子納付等の取り組みを推進するなど、納付機会の拡大による利便性と収納率の向上に努めてまいります。また、納期限までに確実に納付でき、安心して便利な口座振替納付につきましても、引き続き周知・勧奨してまいります。

新年度におきましても、これらの諸課題に真摯に向き合い、村民との意見交換を重ねながら、持続可能な九戸村の実現に向け精一杯尽力してまいります。

以上、「ナインズプロジェクト」の項目ごとに、本年度の取り組み状況、ならびに新年度の重点施策等を中心にご説明申し上げました。「魅力ある、キュート（九戸）ヴィレッジ、九戸村」を創造していくことにより、「誰もが住みたい村、住み続けたい村」の実現を目指して、積極果敢な事業展開を推し進め、住民サービスの向上を図るために、村民をはじめ議会の皆さま方のお力を頂戴いたしたいと思っております。

結びに、日ごろ皆さまからいただいておりますご理解とご協力に深く感謝申し上げますとともに、本議会に提出いたしました議案につきましても、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

（村長 晴山裕康君降壇）

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長の施政方針演述が終わりました。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時18分）

◎教育行政施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

日程第4、教育長の教育行政施政方針演述を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和5年第1回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、令和5年度の教育行政推進の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から早や4年目を迎え、その間、社会はもとより児童生徒の学校生活に大きな影響を与えてきました。最近ようやくコロナ以前の日常に戻りつつあるとはいえ、インフルエンザやノロウイルスといった従来からある感染症、さらにはクマやイノシシなどの獣害や不審者による声かけ事案といったさまざまなリスクが児童生徒の周りにはあります。このような中、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう安心安全な教育環境の維持に日々取り組んでおられる教職員、ならびに保護者、地域の皆さまにあらためて深く感謝申し上げます。

さらに学校現場に限って言えば、こうした危機管理以外にも、ICTを活用した授業改善や働き方改革に伴う多忙化解消、学校不適應児童生徒に対する学びの保障、中学校における部活動の地域移行や統合型校務支援システムの導入など、急速に変化する時代の影響を受け、かつてとは比べものにならないほど教員に求められる業務や使命、あるいは指導スキルなど、多くのことが要求されています。

教育行政にあっては、国の「こども家庭庁」設置を受け、岩手県においても「いわて幼児教育支援センター」が設置されるなど、これまでのように学校種ごとの教育目標の達成だけでなく、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校との学びの連続性が重視されるようになっていきます。

また、文部科学省や県教育委員会からさまざまな教育施策に関する目標や指数を具体的に明示した計画の作成が求められております。本村を含んだ小規模町村では一部の計画が未作成といった報道がなされ、ご心配、ご不安をおかけしておりますが、国や県から求められているそれらの計画はすでに作成過程にあり、教員の働き方改革なども各校校長先生方のリーダーシップにより、業務量の削減や労働時間に偏りが生じないような工夫など、多忙化の解消に努めております。早急に具体的な目標や指標に落とし込んだ計画を作成し、保護者の皆さまの懸念の解消に努めてまいりたいと思います。

教育委員会といたしましては、未来を担う児童生徒の健全な育成のため、日々児童生徒と向き合って指導されている先生方が、それぞれの学校現場で最高のパ

パフォーマンスを発揮することができる教育環境の整備に向けて、現場に寄り添った教育行政を遂行してゆく所存であります。

それでは、新年度の教育施策の重点事項について7点述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、教育環境の充実についてであります。

一昨年以来、話し合いを進めてまいりました「持続可能で良質な教育環境の整備」に向け、まずは現在五つある小学校を一つに統合した新設校を令和7年度に開校すべく、今後各校とともに具体的な作業に入る予定であります。

また、同時にその後の中学校のあり方を見据え、「小中一貫校」と「義務教育学校」について、村民皆さまの理解を深めてもらうための学習会や講演会などを企画します。さらに、小中統合校舎の場所や機能など、未来に向けた教育施設である学校の新校舎について、教育委員会はもとより保護者や地域代表者など幅広い層の方々による全村的な観点に基づき、多くの村民の理解と同意を得たものするための委員会を立ち上げる予定であります。

2点目は、伊保内高等学校の支援についてであります。

伊保内高等学校は、本村における教育機関としての存在は大きく、二戸地域、県内においても大きな役割を果たしてきました。しかし、平成29年度から1学級募集定員となり、今年度と新年度においては定員の50%を超える入学者、志願者数を確保できましたが、やはり課題は地元の中学校である九戸中学校からの志願者をいかにして増やすかであります。

教育委員会といたしましては、まず学習面では小中高学力向上推進事業、そして小中高連携会議の中で現場の先生方とともに共通課題を探るとともに、共通した塾講師を活用して連続性のある学力向上を図ります。また、部活動・郷土芸能委員会活動の支援を継続することにより伊保内高校の魅力を高め、進学意欲が高まるよう村長部局、伊保内高等学校教育振興会、九戸中学校、学校運営協議会等の関係機関と連携して教育の場の確保に努めてまいります。

3点目は、学力向上についてであります。

これまでの定例会でご報告してまいりましたように、「全国学力・学習状況調査」や「岩手県小・中学校学習定着度状況調査」において、本村の児童生徒は全国や県の児童生徒との比較では、概ね同等の学力を有しています。また、それらの調査結果から、授業でのICT活用の割合や調べ学習での利用状況、児童生徒同士、あるいは教員とのやり取りでの利用状況など、多くの調査項目で県平均を上回り、全国平均レベルにあります。これは、本村ICT教育環境充実に際して、村当局と議会のご理解を賜っていること、現場教員の努力が表れたものであるといえます。

教育委員会では「学力」を文字どおり「学ぶ力」と定義付けており、教育目標の根底にある「学ぶ力」、「学びに向かう姿勢」こそが大事であるという考えが定

着してきた結果であると認識しております。

本村の小中高学力向上推進事業は、9年目を迎えます。各種調査においても、学習への構えに対する肯定的な回答、また視写・聴写の取り組みの成果においての無回答率低下など、一定の成果を上げております。今後も本事業の一層の充実を図り、生涯学び続ける視点を大切にした授業づくり、そして授業と連動する家庭学習の強化のため、「家庭でできる学びのススメ」を活用しながら各家庭とともに事業を推進してまいります。また、民間の教育機関や大学生、伊保内高校生のボランティアを活用し、長期休業中の小中学生対象の公営塾「寺子屋学習塾」を継続し、児童生徒の学習意欲の向上に努めてまいります。

4点目は、いじめ対策と学校不適応対策についてであります。

コロナ禍の影響も重なり、いじめの認知件数や30日以上欠席をしている学校不適応、いわゆる不登校の児童生徒は国、県ともに増加傾向にありますが、幸い本村ではそのような傾向はみられておりません。

しかし、いじめにしても不登校にしてもいつでも起こり得ることであり、その予防と対応は常に用意しておかなければなりません。いじめにせよ不登校にせよ、その原因は多岐にわたっており、決して単純なものではありません。従いまして、その原因を探ることが肝要で、その上に立って予防策と対応策を講じなければなりません。

学校現場では、子どもの日々の観察と職員間の情報共有、保護者との情報共有を図っており、学校と教育委員会はもちろんのこと、保護者と教育委員会の間でも直接連絡を取り合っています。ケースによっては、村長部局の福祉担当や児童福祉機関とともに情報共有の上、早期発見、予防に努めております。

今後についてですが、学校不適応児童生徒の学びの保障のため、「教育支援センター」の設立を検討してまいりたいと考えております。これは、学校で授業を受けることができない児童生徒に学びを保障するという施設であるだけでなく、学校やソーシャルスクールワーカー、保健福祉など関係諸機関と連携した運営体制により一層充実することが可能となります。実現には、人員確保等の課題がありますが、新たな施設の整備も視野に入れた支援体制の構築により、不適応児童生徒と保護者の包括的な支援に向けて取り組んでまいります。

5点目は、社会教育と生涯学習の充実についてであります。

昨年度から開始した「学び処ナインズカフェ」は、多様なニーズに応えられる魅力的な講座メニューを揃え、好評を得ているところですが、若者や子育て世代の参加が振るわないという課題があったため、これらの層をターゲットにしたコンテンツの開発が課題であります。そのため、青年団体や女性団体等と連携した運営を模索する必要があると考えております。

生後4カ月児にお勧め図書を贈呈する「ブックスタート事業」に始まり、児童

生徒、青年、子育て世代、高齢者層に至るまで、全世代にわたる村民の学習の場の提供と、生きがいや生活の潤いにつながる生涯学習の環境を整えてまいります。

また、土曜学習の場として、多様な機会を提供している「九曜塾」は、地域の人材を活かした学習プログラムにより、村内の子どもたちの重要な活動体験となっています。新年度以降の中学校部活動の地域移行に伴い、文化部の活動の場を提供するため、中学生を対象とした九曜塾を新たに開講いたします。村の将来を担う児童生徒が、九戸村の自然、文化伝統、歴史に誇りを持ち、さまざまな文化活動に取り組んでいける場を確保すべく、行政、学校、地域が協働しながら「地域学校協働活動」の一層の推進を図ってまいります。

6番目は、文化芸術の振興についてであります。

本村には、村指定の史跡、天然記念物、有形文化財、無形民俗文化財が21件、県指定文化財が2件存しており、その保存・維持・継承は今の世代の責務であります。

天然記念物につきましては、これまでどおり長期にわたって保存できるよう維持管理に努めます。無形民俗文化財につきましては、郷土芸能保存団体の活動を促すべく九戸の山伏神楽祭典など、伝統芸能の発表と鑑賞機会を設けるとともに、デジタルデータ保存事業を進め、営々と引き継がれてきた文化性・芸術性の価値を村民で共有し、その保存と継承活動を支援してまいります。

県指定黒山の昔穴遺跡は、これまでの国指定史跡に向けた調査により、遺跡の規模や集落構造、保存状況等から国内にある平安時代後期の高地性集落として文化財価値が高いことが評価されており、東北の中世期の自然環境、社会環境と関連させ、分析し、調査報告書を完成させております。国指定に向けた国との協議を新年度から本格化するとともに、さらに多くの村民が関心を持っていただけるよう努めてまいります。

次に、令和元年度の住宅建築に伴い発掘調査を行った妻ノ神遺跡は、これまで出土遺物の分析・整理作業を進めておりましたが、新年度に報告書を刊行し遺跡の性格を明らかにする予定としております。また、これまでの調査成果を公開する埋蔵文化財展示会を継続し、文化財保護意識の高揚に努めてまいります。併せて、旧宇堂口小学校校舎に収蔵している埋蔵文化財や村に古くから伝わる農機具・民具など、多くの貴重な資料を村民の学習財として提供できるよう維持管理に努め、展示・紹介を行う機会を設けてまいります。

また、本村の貴重な古文書資料などが散逸して村の歴史を記録できなくなるおそれがあることから、平成5年5月発刊後、久しく途絶えていた「九戸村史」の続編の編纂に、昨年度から取り掛かっており、新年度においても引き続き資料収集作業を中心に継続してまいります。

7点目は、スポーツ振興についてであります。

昨年度から年間を通じたかたちで新たに開講しております運動教室は、村民の生涯スポーツ振興の大きな柱となっている一方、参加者が固定化する傾向にあります。村民のニーズに対応できるよう柔軟に新しいメニュー設定に取り組み、裾野の拡大に努めてまいります。

また、従来、村内で伝統的に開催されてきました各種のスポーツ大会は、コロナ禍の影響により本年度においてもその多くを見送らざるを得ない状況となりました。今後、新型コロナの感染法上の扱いが変更となった場合においても、感染対策に留意しつつ、多くの開催が可能となるよう努めてまいります。各競技団体が主催する歴史ある大会の開催支援を継続し、誰もが気軽に取り組めるレクリエーションスポーツを振興し、すべての村民が身近にスポーツに親しむ環境づくりを推進いたします。

新年度以降は、学校部活動の地域移行の取り組みが始まります。令和7年度までに完全移行するとしてきたこれまでの国の説明は、ここにきてトーンダウンしたものとなっておりますが、この流れは変わらないと思われまます。本村においては、競技団体や後援会による部活動の指導、支援が継続して行われてきておりますが、一層の体制整備が伴わなければ地域移行を進めることは困難であります。具体的な体制整備と関係予算の確保に向けて、学校、体育協会、保護者会等との協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上、新年度の教育行政運営の課題と重点施策を申し述べさせていただきました。第3次総合発展計画にうたわれている「誰もが住みたい、住み続けたい九戸村」に教育環境の充実は欠かせません。少子化と厳しい行財政環境の中にあっても、持続可能で良質な学校教育・社会教育の実現のため、今後とも村民、議会の皆さまのご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の教育行政運営方針とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育行政施政方針演述が終わりました。

◎諮問第1号から議案第40号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」から日程第47、議案第40号「令和5年度九戸村水道事業会計予算」までの諮問3件および議案40件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」から順次説明願います。

なお、指定管理者の指定に関する議案の説明は、要領良く、また予算の説明に

については、簡略に説明をお願いいたします。

諮問第1号から議案第8号までの11件について、総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、九戸郡九戸村大字伊保内第20地割52番地1

氏名、上村陞巳さん。昭和40年8月13日生まれの方になります。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

諮問の理由ですが、現委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同委員を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号につきましても、「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、九戸郡九戸村大字山屋第4地割99番地6

氏名、細川育子さん。昭和30年8月27日生まれの方になります。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

諮問の理由ですが、現委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同委員を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号。同じく「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、九戸郡九戸村大字戸田第16地割89番地1

氏名、村田由喜子さん。昭和33年3月1日生まれの方になります。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

諮問の理由ですが、現委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、新たに人権擁護委員の候補者を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

続けて、議案第1号「九戸村個人情報の保護に関する法律施行条例」について、ご説明申し上げます。

まず、個人情報保護関連3法が、個人情報の保護に関する法律に統合されまして、同法が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることに伴いまして、

今回本条例を提案させていただくものでございます。

これまで国や地方公共団体、それに民間事業者等がそれぞれの法令や条例等により定めてきた個人情報保護制度を、全国的な共通ルールに統一していくことが主たる目的となっております。

本条例におきましては、個人情報の保護に関する法律を施行する上で必要な事項について定めるものであり、中身としましては、開示情報の期限、開示請求の手数料および審議会への諮問等について、定めております。その中で一つお断りしたい部分がございます、2ページ、1行目でございますけれども、カッコ内に番号が入っておりませんが、これに対しましては、本日この後、提案させていただくものでございますので、公布後に整理した後、番号を取らせていただきますことをご了承いただきたいと思います。なお、同様にこの後の条例におきましても数カ所出てまいりますので、併せてお願いするものでございます。

2ページの3行目からは附則となっております。

ここでは、施行期日、九戸村個人情報保護条例の廃止。それから経過措置等についてうたっております。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号「戸田財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」について、ご説明いたします。

こちらは、議案第1号に関連する提案となりますが、地方公共団体は個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなりますが、議会および財産区につきましては、法の適用を直接受けないことから、施行条例を別途制定する必要があるため、今回提案させていただくものでございます。具体的には村の条例を準用する内容となっております、個人情報の管理運用につきましては、村と同様の取り扱いにしようとするものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日に提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号「伊保内財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」について、ご説明申し上げます。

本議案に関しましては、議案第2号戸田財産区と同じ内容となっております。附則になりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、同様に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その

施行条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第4号「江刺家財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」について、ご説明申し上げます。

本議案に関しましても、前の2件と同じ内容となっております。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第5号「九戸村個人情報保護審査会条例」について、ご説明申し上げます。

議案第1号の説明の際に触れましたが、現行の九戸村個人情報保護条例が廃止されることに伴いまして、その中でうたっておりました九戸村個人情報保護審査会も失効することから、今回新たに本条例を提案させていただくものでございます。

内容につきましては、現行の九戸村個人情報保護審査会とほぼ同様の取り扱いとなっております。

なお、今回の新規条例では、第1条、設置。第2条、定義。第3条、所掌事務に村のほか、議会および3財産区を加えたかたちでの提案となっておりますので、あらかじめお含みおきのほど、よろしくお願い申し上げます。

4ページにいきまして、附則第1項では、施行期日。第2項では経過措置をうたっております。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由になりますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、九戸村個人情報保護条例が廃止されることから、新たに個人情報保護審査会を設置しようとするものでございます。

次に、議案第6号「職員の高齢者部分休業に関する条例」について、ご説明申し上げます。

まず、条例を制定しようとする背景から申し上げますと、加齢による諸事情への対応やボランティア従事など地域貢献等を想定した、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度が地方自治法に規定されておまして、これに基づき、本条例において、高齢者部分休業の定義、休業取得中の給与、休業時間の短縮や延長等、その取り扱いについて定める内容となっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案の理由ですが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業の取り扱いについて定めるものでございます。

次に、議案第7号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

まず、体裁から申し上げますと、従来、条建てだったものに、冒頭の目次と五つの章が付されております。

次に、中身の改正点ですが、主なところで申しますと、本文1ページ中ほどに、第2章は、定年制度ということで、第3条の定年年齢を60年から65年に改めております。

2ページ8行目からの第3章では、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を新たに盛り込んでおります。原則60歳以後の職員は、管理職に配置せず降任させること。ただし、降任により生ずる欠員を補充できないなどの理由がある場合には、管理職としての期間を延長することができることなどがうたわれております。

4ページ中ほどからの第4章、定年前再任用短時間勤務制につきましては、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため導入されるもので、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員につきまして、本人の希望、あるいは従前の勤務実績等によりまして、短時間勤務の職に採用できるとされております。なお、勤務時間、給与の仕組み等につきましては、現行の再任用、短時間勤務職員と同様となっております。

同じページの下から2行目、第5章雑則とございますけれども、次のページの上段の方に経過措置をうたっております。表に示しましたとおり、定年年齢の65歳への引き上げは、令和5年度から2年に1歳ずつ、段階的に行いまして、令和13年度末までに完了することになります。

同じページの下の方から附則となりまして、施行期日や経過措置をうたっております。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げようとするものでございます。

次に、議案第8号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例改正につきましても、定年引き上げに係る地方公務員法の改正に伴い、関係する第1条から第6条までの六つの条例につきまして、語句、文言等を改めるものとなっております。この中で主なものとしては、給与の取り扱いでございまして、職員の給料月額は、当分の間、職員が60歳に到達した日以後の最初の4月1日以降は、原則、7割水準ということがうたわれております。

5ページ目の附則では、施行期日、職員の再任用に関する条例の廃止、定義、それから経過措置等を掲載してございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由ですが、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 諮問第1号から議案第8号まで、11件の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩（午後零時02分）

再開（午後1時00分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明を求めます。

税務住民課長

○税務住民課長（大向一司君） それでは、議案第9号「九戸村税条例及び九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例案の改正内容は、村税と後期高齢者医療保険料について、督促手数料を廃止しようとするものですが、その背景についてまずご説明申し上げます。

これまで本村では、村税と後期高齢者医療保険料について、督促状を発付したことに伴う費用弁償的経費として、100円の督促手数料を納めていただいていたところでございます。

この収納の方法について、金融機関の窓口では、督促手数料の徴収に該当する場合は、本税に加えて納付していただく取り扱いをさせていただいていたところでございますが、これが令和5年4月1日からは、地方税等の電子化が進められる中、地方税統一QRコードが導入されることとなり、この金融機関の窓口での合算は行わず、QRコードによる本税の金額のみの収納を行う取り扱いをすることとなりました。この事務の変更により、督促手数料は、本税の納付状況を村で確認をした後、あらためて納付書を送って納付してもらうこととなることから、手数料100円の2倍程度の事務的経費や、新たに督促手数料に関する徴収事務が増えることなどが見込まれるところでございます。このことから、費用対効果を勘案し、督促手数料を廃止しようとするものでございます。

このことにより、経費面の節減とこれまで督促手数料に関する事務に要していた時間については、他の業務に充てることが可能となり、村税等の徴収事務に注力することができるようになると考えております。また、コンビニ収納など、これまで督促手数料の徴収が必要なことから制限しておりました納付書使用期限の延長が可能となり、納税者の利便性の向上にもつながるものと考えております。

具体的な改正内容につきましては、議案書の次のページに添えてあります新旧対照表によりご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条の改正は、九戸村税条例の一部を改正するものです。改正の内容ですが、第2条第2号の用語の定義を定める条文から、督促手数料を廃止することに伴い、督促手数料を削るものです。

次に、第21条の改正は、督促手数料の徴収に関する規定を廃止するものです。改正後の条文に「削除」として、第21条を残しておりますのは、条の繰り上げが多いことなど、他の条や例規への影響を考慮して、欠番としない改正方法としているものでございます。

なお、国民健康保険税については、九戸村国民健康保険税条例第26条において、九戸村税条例の定めるところによると規定していることから、税条例を改正することにより、督促手数料の徴収を行わないこととなるものでございます。

続いて、第2条による改正は、九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。改正の内容は、第5条で規定している保険料の督促手数料に関する規定を削除するものです。

議案書に戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項につきましては、改正後の条例の適用について定めております。督促手数料の廃止については、令和5年4月1日以降に納期限が到来するものから適用しようとするものです。それ以前、令和5年3月31日までに納期限が到来するものについては、督促手数料100円を徴するものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、村税等の督促手数料を廃止しようとするものでございます。以上、議案第9号の説明となります。

続いて、議案第10号をご覧いただきたいと思います。

議案第10号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例案は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、8万円引き上げて、48万8,000円としようとするものでございます。なお、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る支給額については、国民健康保険条例施行令規則において、1万2,000円を加算することとしておりますので、この場合の出産育児一時金の支給額は50万円となります。

具体的な内容につきましては、議案書の次のページに添えてあります新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第6条第1項の改正の内容は、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。

なお、数字の表記がこの条例中、統一されておられませんので、表記を改めております。また、第10条、第11条の10万円についても同様に、数字の表記について所要の整備をしようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る九戸村国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお、従前の例による。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

以上、議案第10号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第11号について、教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） それでは、議案第11号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村立小中学校設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条の表を次のように改めます。

名称は、仮称でございますが、九戸村立九戸小学校

位置は、九戸村大字伊保内第7地割

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案の理由は、この一部改正条例の施行をもちまして、現在の伊保内小学校、長興寺小学校、戸田小学校、山根小学校及び江刺家小学校を廃止するとともに、新たにこれらを統合した小学校を設置しようとするものでございます。

次ページに条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第12号から議案第22号までの11件について、総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第12号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

改正の中身ですけれども、村の非常勤特別職である消防団員に関わる規定を追加するものとなっております。

村の常勤の職員におきまして、その兼ねる特別職の給与を重複して支給しない旨の規定がございます。このうち、消防団員につきましては、今回の改正により例外として明記しようとするものでございます。

附則になります。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、消防団員の給与については、重複給与の禁止から除くこと及び九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において規定するため、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第13号「九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

改正の背景としましては、総務省消防庁から全国の市町村に向けた消防団員に関する報酬等の処遇改善の通知を受けまして、同庁の定めた報酬等の基準を踏まえながら消防団員の確保に向けた処遇改善のため、報酬等につきまして改正しようとするものとなります。

まず、報酬ですが、団員報酬に加えまして、現在は、いわゆる出動手当と称する費用弁償につきましても、職務従事に応じた成果的な報酬としての出動報酬。この2種類に改めようとするものでございます。

さらに、団員報酬の金額的な部分では、国で団員階級の標準額を、3万6,500円と明示しておりますので、これを踏まえ、また、消防団からの要望に極力沿ったかたちで階級ごとに設定しております。

また、出動報酬につきまして、国では支給単位を1回当たりから、1日当たりとすること。また、災害での出動については、8,000円を標準額とすることと示しておりますので、これを踏まえつつ、職務の過酷さから火災・災害出動をその他の出動より高く設定してほしい旨、消防団からの要望もありましたので、均衡を図るよう設定したものでございます。

現行との比較につきましては、新旧対照表に示す一覧表をご参照いただきたいと思います。

附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、消防団員の処遇を改善しようとするものでございます。

次に、議案第14号「九戸村災害復興基金条例を廃止する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

九戸村災害復興基金条例は、廃止する。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復興に資する事業に充てるため、九戸村災害復興基金を設置し運用してきたが、所期の目的を達したことから、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第 15 号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村立ふるさとの館の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称でございますが、九戸村立ふるさとの館

2、指定管理者の名称は、株式会社九戸村総合公社

所在地は、九戸村大字山屋第 2 地割 28 番地 1

3、指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででございます。令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、九戸村立ふるさとの館の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案第 16 号から議案第 22 号までは、指定管理者の指定に関する議案でございますので、資料として一覧にしております「指定管理者の指定に関する概要説明書」によりまして、説明をさせていただきます。

まず、議案第 16 号ふるさと創造館。議案第 17 号、九戸村雑穀加工施設。議案第 18 号、パークゴルフ場。議案第 19 号、コロポックルランド。議案第 20 号、オドデ館。この 5 件につきましては、株式会社九戸村総合公社を指定しようとするものでございます。

次に、議案第 21 号まちの駅「まさぎね館」につきましては、九戸村商工会を。議案第 22 号、九戸村屋内ゲートボール場につきましては、九戸村ゲートボール協会を指定管理者に、それぞれ指定しようとするものでございます。

指定の期間につきましては、いずれも令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 23 号について、地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 議案第 23 号「村道路線の変更認定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の路線を変更認定したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更認定する路線は、次の表のとおりでございます。

路線番号 109。路線名が村道江刺家福岡線でございます。

変更となる個所でございますが、次のページの位置図をご覧ください。右上の箱枠の村道付け替え詳細図をご覧ください。終点を含む一部路線を赤色に示すとおり、付け替えするものでございます。その下の図は、起点の国道 340 号から終点の村道長興寺二戸線までの全延長を赤色で示してございます。

前のページの本文にお戻り願います。表をご覧ください。

変更は、新旧別の新しい欄に示すとおり延長が 4,899.0 メートルへと変わります。起点、終点、重要な経過地は変更ございません。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、村道江刺家福岡線の終点を含む一部路線を付け替えたため、付け替え後の終点及び路線を変更認定しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第24号および議案第25号の2件について、総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第24号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る下記に掲げる事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由になりますが、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村事務組合規約の一部変更に関し議決を求めるものでございます。

続けて、議案第25号「令和4年度九戸村一般会計補正予算（第11号）」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7億4,114万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,958,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」にお示ししてございます。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」にお示ししてございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページから3ページにかけて。歳出につきましては、4ページと5ページのとおり、それぞれの金額を補正してございます。

6ページが「第2表 繰越明許費」となります。2款総務費から11款災害復旧費まで合わせて17事業について、繰越明許をお願いするものでございます。

7ページが「第3表 地方債補正」となっております。減収補てん債を新たに追加し、九つの地方債について限度額を変更しようとするものでございます。

次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の3ページをご覧ください。まず、歳入から主なものにつきまして、説明させていただきます。

11款1項1目1節地方交付税に、普通交付税4,261万円を追加してございます。

15款国庫支出金、1項4目1節公共土木施設の減は、災害復旧工事費の減額により当該負担金を減額するものでございます。同じく2項5目1節道路メンテナンス事業。同じく4項2目1節社会資本整備。いずれも割当内示額の減額によりまして、当該補助金及び交付金を減額するものでございます。

4ページにいきまして、16款県支出金、2項4目10節多面的機能直接支払は、交付額が確定したことにより県補助金を減額するものでございます。同じく11節経営体育成支援金は、農業者の意向で事業申請の取り下げをしたことによりまして、県支出金を皆減するものでございます。同じく8目1節農林水産業施設の減は、農地農業用施設と林道いずれも災害査定の結果を受けまして、事業費を減額したことによる補助金の減額となります。

19款繰入金、1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましても減額となっております。

5ページにいきまして、21款諸収入、4項4目8節雑入のうち、九戸教育施設運営会委託料精算還付金は、学校給食センターや社会体育施設の過年度の管理運営委託料を精算した結果生じた還付金になります。

22款村債につきましては、事業費の確定等によりまして、それぞれ増減しております。

次に、6ページからの歳出につきましても今年度の事業費がおおむね固まったことで、一部電気料金や燃油価格の高騰に起因するもの以外は、ほとんどの項目において減額補正というふうになってございます。

その中で増額の主なものを挙げますと、6ページの下の方になりますが、2款総務費、1項4目24節財政調整基金積立金が3,389万5,000円。

8ページの3款民生費、1項3目12節委託料の増については、養護老人ホーム入所者が増えたことによりまして。

以上、議案第 25 号一般会計補正予算の主な内容について、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 26 号について、税務住民課長

○税務住民課長（大向一司君） それでは、議案第 26 号「令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。第 1 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 190 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,284 万円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。

「歳入」につきましては 2 ページのとおり、「歳出」につきましては 3 ページのとおり、それぞれ、「款」「項」に、「補正額」欄の金額を追加するものでございます。

今回、追加をお願いする予算の内容は、前年度 3 月分において概算額により交付を受けた収入と、請求により支払いを行ったものについて、当該金額が確定したことに伴い、その精算に関連し、必要な金額の補正を行うことが主な内容となります。具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております「事項別明細書」のとおりとなっておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書 3 ページをご覧ください。5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、5 節その他繰入金に 29 万 9,000 円を追加しております。

次に、6 款繰越金については、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金に、前年度繰越金 7 万 3,000 円を追加するものです。

次に、7 款諸収入、3 項雑入、3 目雑入の 1 節雑入には、前年度において支払いを行った診療報酬の概算部分について、精算の結果、返還金がありましたので、新たに返還金 152 万 9,000 円を補正するものです。

歳出につきましては、次のページとなります。7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、22 節償還金、利子及び割引料に、国庫金等返還金 190 万 1,000 円を追加するものでございます。これは、前年度において交付を受けた保険給付費等交付金の概算部分の精算により、返還金が生じたことによるも

のです。

以上、議案第 26 号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第 27 号、28 号の 2 件について、地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案 27 号「令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 690 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,079 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によります。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によります。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページを 7 枚めくっていただきたいと思ひます。事項別明細書 3 ページをご覧願ひます。

まず、歳入ですが、3 款 1 項 1 目 1 節の農集排国庫補助金は、農山漁村地域整備交付金が 188 万 2,000 円の減となります。

4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、32 万 7,000 円の減となります。

5 款 1 項 1 目 1 節の繰越金は、前年度繰越金が 10 万 4,000 円の減となります。

7 款 1 項 1 目 1 節の下水道債は、480 万円の減となります。

1 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 4 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出ですが、1 款 1 項 1 目の総務費が 15 万 2,000 円の減となりますが、これは 7 節の報償費から 22 節償還金利子及び割引料までの説明欄に記載の各種費用の所要見込額から算出して、不用見込額分について減額補正するものでございます。

次に、2 目 10 節需用費の消耗品についても 8 万 9,000 円の減となりますが、所要見込額から算出した不用見込額分について減額補正するものでございます。

次に、12 節委託料が 84 万 8,000 円の減となりますが、これは説明欄に記載の各種業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

次に、3 目の施設整備費が 581 万 6,000 円の減となりますが、これは、12 節委託料および 14 節工事請負費の説明欄に記載の業務委託料および工事請負費につい

て、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は、以上になります。

続きまして、議案第 28 号「令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 653 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,995 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

6 枚めくっていただきまして、事項別明細書 3 ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節の分担金は、60 万 1,000 円の減となります。

3 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、518 万円の減となります。

6 款 1 項 1 目 1 節の下水道債は、40 万円の減となります。

7 款 1 項 1 目 1 節の公共下水道事業費は、35 万 7,000 円の減となります。

1 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 4 ページをご覧いただきたいと思っております。歳出ですが、1 款 1 項 1 目の総務費が 459 万 1,000 円の減となりますが、これは 2 節の給料から 22 節償還金利子及び割引料までの説明欄に記載の各種費用の所要見込額から算出した不用見込額分について、減額補正するものでございます。

次に、2 目 12 節の委託料が 120 万 2,000 円の減となりますが、これは説明欄に記載の各種業務委託料について入札残による不用額分を減額補正するものでございます。また、15 節の原材料費が 3 万円の減となりますが、これについても所要見込額から算出した不用見込額分について、減額補正するものでございます。

次に、3 目 12 節の委託料が 71 万 5,000 円の減となりますが、これは、ストックマネジメント計画策定支援業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第 29 号から第 31 号までの 3 件について、総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 議案第 29 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 32 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 725 万 4,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては、2 ページに、歳出につきましては 3 ページに記載のとおり補正するものでございます。

次ページからが歳入歳出補正予算事項別明細書となります。

明細書の 3 ページをご覧ください。まず、歳入ですが、1 款財産収入、1 項 1 目 1 節土地貸付収入。これ以外は、減額としてございます。

5 ページの歳出では、1 款財産区費、1 項 2 目管理費を減額。2 款諸支出金、1 項 1 目 18 節負担金補助及び交付金を増額しております。これにつきましては、戸田地区の 7 自治会の防犯灯や集会施設などの電気料金分の増額となっております。

以上、議案第 29 号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第 30 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度江刺家財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 117 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580 万円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。歳入につきましては、2 ページに、歳出につきましては 3 ページのとおり、それぞれ補正するものでございます。

次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となります。

明細書の3ページをご覧ください。はじめに歳入ですが、4款繰入金、1項1目1節財産管理資金取崩と、4ページの5款繰越金。前年度繰越金を増額する以外は、各項目とも微減ということになっております。

5ページにまいりまして、歳出ですが、1款1項2目管理費の中の16節の立木購入費。これが大きくなっているわけですが、江刺家上行政区の分収林の立木につきまして、財産区3割、行政区7割の分収割合による買取金額となっております。

以上、議案第30号につきましてご説明申し上げます。

続けて、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,720万1,000円と定めるものでございます。2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」にお示ししてございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定めるものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算」となります。

歳入につきましては、2ページから5ページに。歳出につきましては、6ページから8ページにかけて記載しております。

9ページには、「第2表 債務負担行為」、10ページには、「第3表 地方債」につきまして記載してございます。

次ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書をもって、詳細についてお示ししてございますので、ご覧をいただきましてご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第32号及び第33号の2件について、税務住民課長

○税務住民課長（大向一司君） それでは、議案第32号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算を定めるものでございます。第1項として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,297万2,000円と定めるものでございます。第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金について定めるものです。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、2ページから4ページが「第1表 歳入歳出予算」となります。予算の詳細につきましては、次のページから添付してございます事項別明細書にお示ししてございます。

議案第32号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第33号をご覧ください。

議案第33号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算を定めるものです。

第1項として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,407万6,000円と定めるものでございます。第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめぐっていただきまして、2ページ、3ページが「第1表 歳入歳出予算」となります。予算の詳細につきましては、次ページから添付してあります事項別明細書にお示ししております。

以上、令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第34号および第35号の2件について、地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは、議案第 34 号「令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,786 万 9,000 円と定めます。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によります。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によります。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、510 万円と定めます。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

次ページ以降には、ただ今申しました第 1 表、第 2 表及び事項別明細書をもって詳細にお示ししておりますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 35 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,337 万 1,000 円と定めます。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によります。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によります。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500 万円と定めます。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

こちらも次ページ以降には、第 1 表、第 2 表及び事項別明細書を付してございますので、お目通しの上、ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第 36 号について、教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 議案第 36 号「令和 5 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村索道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,530万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

次ページ、2ページからが「第1表 歳入歳出予算」となっております。歳入は2ページ、歳出は3ページに掲載してございます。

その次のページ以降が説明書として、歳入歳出予算事項別明細書を掲載しております。

お目通しの上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 議案第37号から第39号までの3件について、総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第37号「令和5年度戸田財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度戸田財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ787万3,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

次ページ以降、第1表、歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書をもって詳細にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、議案第38号「令和5年度伊保内財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和5年度伊保内財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ905万9,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

次ページ以降、第1表、歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書をもって

詳細にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

続けて、議案第 39 号「令和 5 年度江刺家財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度江刺家財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 705 万 3,000 円と定めるものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和 5 年 3 月 6 日提出。九戸村長 晴山裕康

次のページ以降、第 1 表、歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書をもって詳細にお示ししてございますので、ご覧いただきご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 最後になりますが議案第 40 号について、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 議案第 40 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 5 年度九戸村水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

（1）給水戸数は、1,970 戸

（2）年間給水量は、51 万 500 立方メートル

（3）一日平均給水量は、1,399 立方メートルとなります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず、収入ですが、第 10 款、水道事業収益が 1 億 4,009 万 7,000 円。うち、第 1 項、営業収益が 1 億 2,442 万 6,000 円。第 2 項、営業外収益が 1,567 万 1,000 円となります。

次に、支出については、第 11 款、水道事業費用が 1 億 4,009 万 7,000 円。うち、第 1 項、営業費用が 1 億 2,391 万円。第 2 項、営業外費用が 1,568 万 7,000 円。第 4 項、予備費が 50 万円となります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 4,286 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

まず、収入ですが、第 12 款資本的収入が 2,100 万 9,000 円。うち、第 1 項、企業債が 834 万円。第 2 項、補償金が 521 万 1,000 円。第 4 項、負担金が 745 万 8,000 円となります。

次に、支出についてですが、第 13 款、資本的支出が 6,387 万 2,000 円。うち、

第1項、建設改良費が1,875万4,000円。第2項、企業債償還金が4,511万8,000円となります。

ページをめくっていただきまして、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めます。

企業債の目的は、施設改良費。限度額は834万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、お目通し願います。

第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

第8条、次に定める経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものでございます。

(1) 職員給与費、1,118万6,000円

第9条、遠志内地区営農飲雑用水整備事業の簡水債償還金に充てる一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、243万1,000円、旧簡易水道事業等の簡水債利息に充てる一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45万3,000円でございます。

第10条、たな卸資産購入限度額は、800万円と定めます。

令和5年3月6日提出。九戸村長 晴山裕康

なお、次ページ以降には、予算実施計画等資料を添付し、詳細にお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第47、議案第40号「令和5年度九戸村水道事業会計予算」までの諮問3件および議案40件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、3月10日の会議において行うことにしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、3月9日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

散会（午後 2 時 12 分）